

品川区町会・自治会会議室等使用料補助金交付要綱

制定	平成30年	4月	1日	要綱第 37号
改正	平成31年	4月	1日	要綱第197号
改正	令和 2年	4月	1日	要綱第 24号
改正	令和 3年	5月31日		要綱第176号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町会または自治会（以下「町会等」という。）が地域コミュニティの活性化を推進するため、貸会議室等を借用するにあたり、その使用料の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町会等 品川区町会・自治会に対する助成金(環境整備・地域コミュニティ活性化・防災)交付要綱(昭和60年品川区要綱第69号)の規定に基づき環境整備助成金の交付を受けている団体をいう。
- (2) 貸会議室等 専ら会議の用に供するものとして設けられた施設等をいう。

(補助金交付の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる町会等は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 他に会館を所有し、または会館としての機能を有する活動拠点施設を賃借していないこと。
- (2) 町会等がその運営に関する会議、町会等への加入促進または町会等の活動活性化のための事業等を行うため、貸会議室等を借用すること。
- (3) 前号に規定する貸会議室等の借用にあたり、貸主が定める利用規定を順守すること。

(補助金交付の対象となる経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、町会等が、第6条に規定する交付申請を行った年度内に使用した貸会議室等の使用料および会議に必要と認める音響・映像設備等の使用料のみとし、次の各号に掲げるものは補助対象経費に含まないものとする。

- (1) 会議に係る資料の作成費等
 - (2) 飲食費
 - (3) その他区長が補助対象経費とすることを適当でないと認める経費
- 2 前項の規定に関わらず、当該補助金の他に使用料の減免が適用される区が設置する公の施設（品川区立文化センター、品川区立シルバーセンター等をいう。）の貸会議室等を借用する場合は、その借用に係る経費等を補助対象経費としない。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1以内とし、1回の貸会議室等の使用につき1万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする町会等は、当該補助金の交付を受けようとする経費を月単位ごとに取りまとめ、会議室等使用料補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の領収書（写し）またはこれに代わる書類
- (2) その他区長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、補助金を交付することを適当と認めるときは、会議室等使用料補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(請求書の提出)

第8条 前条の規定による通知を受けた町会等は、区長が定める期日までに会議室等使用料補助金請求書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第9条 区長は、補助金交付の決定を受けた町会等が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 第3条に掲げる補助金交付の要件を満たさないことが明らかになったとき。

(返還)

第10条 町会等は、前条の規定による取消しがあった場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、交付を受けた補助金の全部または一部を遅滞なく返還しなければならない。

(違約金)

第11条 町会等は、前条の規定により交付を受けた補助金を返還する場合において、補助金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱で定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請団体名

代表者住所

代表者氏名

町会・自治会会議室等使用料補助金交付申請書

品川区町会・自治会会議室等使用料補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて交付申請します。

記

申請額		十	万	千	百	十	円
申請対象経費 (内 訳)	×1/2=						
申請対象月	年 月 ～ 年 月分						

添付書類 使用料の領収書（写し）またはこれに代わる書類

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長



町会・自治会会議室等使用料補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった会議室等使用料補助金の交付について、品川区町会・自治会会議室等使用料補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

交 付 額		十	万	千	百	十	円
交付対象経費 (内 訳)	$\times 1/2 =$						
交付決定月	年 月 ~ 年 月分						
請求書提出期限	年 月 日						

第3号様式（第8条関係）

町会・自治会会議室等使用料補助金請求書

金額		十	万	千	百	十	円
----	--	---	---	---	---	---	---

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった会議室等使用料補助金について、上記の金額を請求します。

年 月 日

品川区長 あて

申請団体名

代表者住所

代表者氏名

㊞